

## マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

### ◆株式会社 Ragga Works

本社 〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町3-46-1

派遣労働者の数 計16名(医療派遣12名 メンテナンス派遣4名)

派遣先の数 6社

マージン率 医療28.1% メンテナンス27%(退職積立金含む)

教育訓練に関する事項 マナー・接遇・医療専門職向け研修

派遣料金の1人あたりの平均額  
医療 16,200円 メンテナンス 21,802円(1日8時間当たりの換算)

派遣社員の賃金の平均  
医療 10,660円 メンテナンス 14,602円(1日8時間当たり換算)

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している

・協定労働者の範囲 : 施工管理、看護助手・介護助手、  
医療・介護事務員、その他事務員

・協定書の有効期間終期 : 令和5年3月31日

労働者派遣事業許可番号 派11-300844